

満洲事変をめぐる列強の態度と国際公議の醸成

黄 自 進

- 一 はじめに
- 二 日中両国の基本的態度
- 三 列強の反応
- 四 国際公議の醸成
- 五 日本の連盟脱退
- 六 おわりに

一 はじめに

近代日本外交史における満洲事変の重要性については、殊更に述べるまでもない。特に同事変は、満洲国の建国という結果をもたらし、それに起因し、対外的には、日本は国際連盟から脱退することとなった。また、対内的には、建国に至る一連の経過が、五・一五事件を誘発することになる。五・一五事件は、戦前における日本の政党政治の終焉を象徴するできごとであり、国際連盟脱退が、日本の国際的孤立を招来したことは周知の通りである。これにつづく軍部勢力の拡大と、日独伊三国同盟の結成は、このような国内および国際政治の行き詰まりの帰結であり、日中全面戦争への突入から太平洋戦争にまで拡大する軍事力の使用は、当時の日本政府が抱えた難問解決のための突破口として選択された道でもあった¹⁾。

ところで、以上に掲げた論説が通説になったのは、戦後以降のことであったが、戦前の理解ではなかった。逆に言えば、連盟脱退は日本にとってそれほど不利にはならないと判断したのは、戦前日本社会の共通認識であった。

言い換えれば、当時日本の共通認識としたのは、強者が弱者を制覇するのが世の常である、ということだ。国際社会でも、例外ではない。強国日本が、弱国中国に進出することも、それまで国際社会で繰り返し演じられてきた史劇的一幕に過ぎない。このような中国に対する日本の行動は、かつて他の強国の間でも行われてきた。他国の領土への進出が罪になるとは限らないというのは、強国の共通認識でもあった。したがって、彼らは、満洲事変に巻き込まれたくないとし、かえって日本の立場に同情を寄せたのである。このことは、事変初期に連盟が何の対応もとらず、また、事変後期においても、日本を制裁しようとしなかった原因である。

したがって、従来の国際政治のルールに沿い、行動してきた日本政府としては、列強の干渉を受ける懸念がない限りにおいて、例え日本が国際連盟と対立したことがあっても大きな損害にな

らないと考えたわけである。このように脱退を巡って、戦前と戦後の評価がまったく異なっている以上、いかなる理由で戦前の日本政府が脱退の代価を正確につかめなかったかを検証することは、それなりの意味があると思われる。とりわけ満洲事変をめぐる日本外交に関する研究は既に数多く出されているが、当時の日本政府がいかなる国際認識に基づき、国際連盟を脱退しても差し支えないだろうという結論を出してきたのかについて検討したものは、管見する限り見当たらない。

本稿では、中国が満洲事件勃発後の1931年9月21日に「日本軍の侵略行為」という名目で国際連盟に正式に提訴してから、日本が連盟脱退を公言するに至る17ヶ月の間に、この問題をめぐる日中両国の態度および国際連盟でどのように議論されたかに焦点を当て、列強の態度と国際公議の醸成とのかかわりを明らかにする。また、こうした国際公議がいかなる理由で、従来の大国密室政治を打ち破り、満洲事変に対する国際連盟の対応を左右できたかという経緯を検討する。さらに、この国際公議がいかなる過程で国際政治を動かせる新興した勢力になってきたのかを研究する。

二 日中両国の基本的態度

周知のごとく、満洲事変は一部の関東軍の計画により勃発した。こうした関東軍の独走に対して、若槻礼次郎内閣は当初から事変に参加せず、また勃発後も事変に乗るつもりはなかった。事変²⁾に対する政府の対応は「不拡大方針」³⁾であった。この方針は、日本の駐国際連盟代表・芳沢謙吉が事変勃発の翌日に理事会で正式に宣言し、連盟に伝えられた⁴⁾。

ところで、事変に対する若槻内閣の対応はそもそも列国に対する配慮から生まれたものである。つまり、満洲における日本権益拡大に関して、内閣は基本的に反対の意思はなかったが、列国の干渉を考慮し、事変を取めようとしたのである。したがって、列国が日中両国の紛争の渦中に巻き込まれたいくないとしていると判明したうえで、内閣は関東軍の軍事活動の拡大を追認していくことになった⁵⁾。

内閣方針の変更は、事変をめぐる幣原喜重郎外務大臣の姿勢の変更に伴って現れた。つまり、事変初期において幣原は、国民政府との直接交渉により、事変を收拾しようとしたのだ。このように直接交渉を唱えることは、彼の不拡大方針とは対照的なものでありながら、国際連盟での日本代表の主張には一致した。即ち、日本は満洲に領土的な野望を持たず、中国と戦争するつもりはない。日本政府には平和交渉によって両国の難問を解決する誠意が十分あり、国際社会は事変⁶⁾に対する干渉を控えるべきである。これが国際連盟での日本代表の主張であった。

ただし、事変後に関東軍の軍事活動が意外にスムーズに展開されたこと、また多くの満洲在地有力者が張学良を見捨て、関東軍に協力を示したこと、さらに列国が事変に対して傍観的な態度を取ったことなどにより、幣原は事変反対から容認へと⁷⁾転換していった。

内政不干涉から内政干渉に踏み込んだのは、こうした幣原の変更振りを端的に物語っている。事変初期、幣原は内政不干涉を唱えながら、傀儡政権樹立に反対し、それへの関与にさえも賛成しなかった。しかしその後、関東軍占領下の各地方治安維持会成立への支持を契機として、満洲⁸⁾を拠点とした旧張学良政権の駆逐をも認めた。

日本側による国際連盟の関与拒否から関与賛成への転換も、こうした幣原の方針転換の延長線上のものとして現れた。すなわち、事変初期において、中国代表・施肇基は国際連盟による現地調査団の派遣を主張したが、芳沢謙吉代表は日中両国の問題はあくまで両国間で解決すべきであり、連盟の干渉を歓迎しないとしたのである。しかし11月21日には、彼はそれまでの拒否から一転して賛成を示し、さらに主体的に連盟理事会に対し、改めて国際連盟による事發現場への調査派遣を提議した。⁹⁾つまり、国際連盟の制裁を受ける恐れがなくなった以上、逆に連盟を利用して、満洲における既成事実を認めさせようとするのが、幣原外交の新方針になった。

1931年12月11日に若槻内閣は、閣内不統一の理由で総辞職した。後をついだのは、政友会の犬養毅内閣であった。犬養内閣誕生とともに提出された新しい対中政策は、増兵であった。12月17日に中央から、27日には朝鮮などから増派されることが決定した。¹¹⁾この狙いは錦州進攻であった。錦州には、奉天陥落以来、東北辺防総司令官公署と遼寧省政府行署が移され、満洲行政の拠点となっていた。したがって、錦州は中国が満洲を実効支配している象徴とされた。犬養が関東軍の錦州進攻を支持したのは、満洲にいる張学良勢力を徹底的に駆逐しようとする兆しである。

若槻内閣の増兵反対とは異なる政策を採用した犬養内閣は、表面上は関東軍の軍事活動を支持したが、関東軍の満洲国建設計画には反対した。つまり、彼によれば、中国の主権、独立、領土保全の原則、門戸開放政策が九カ国条約に参加した列国から保証されている以上、満洲国樹立はこれらの原則に違反し、必ずや列国との衝突を招く。満洲国の樹立と日中親善の促進は両立しえないという現状に鑑み、日本は日中友好関係を犠牲にしてまで満洲国の樹立を進めるべきものではないと考えたのである。さらに、対ソ戦略への配慮からも、満洲国の樹立を阻止すべきであると犬養は主張した。すなわちソビエトの第一次五ヵ年経済計画が完成されると、日本の対満政策に対して容認する姿勢を取ってきたソ連の従来の極東政策は、必然的に変化してくる。満洲問題をめぐって日ソの衝突が不可避であることを考えれば、日本にとって中国の友情を獲得しておくことは必須の問題である。したがって、対ソ戦略の立場から、満洲国樹立に反対すべきであると、犬養は考えたのである。¹²⁾

代案として犬養は、満洲は中国の一部であることを前提とし、張学良政権以外に新しく自治政権を築くことによって、日中両国の平等な経済提携を行おうとする計画を企てた。この代案を実現するために、彼は、中国国民政府の要人と辛亥革命以前から関係を持っていた萱野長知を、個人的密使として中国へ派遣することを決めた。犬養首相は、国民政府首脳との直接交渉を通じて中国側との妥協を図り、既成事実をもって東北地方における軍部の独走を抑えようと企図したのである。¹³⁾

萱野の平和交渉活動は、国民政府に歓迎される。彼は行政院長・孫科との交渉により、次のような結論をまとめた。すなわち、満洲は中国の一部であるという原則に基づき、東北委員会という行政組織を通して、満洲における日中両国の平等な経済提携を企図した。¹⁴⁾ここでの平等とは、主として、満洲全域において日本国民が雑居の自由および土地の商租権を持つことである。¹⁵⁾つまり、1915年に日中間に締結された二十一ヶ条条約の第二項目の第二条と三条を復活させ、実現しようとするものであった。¹⁶⁾

しかしながら、萱野を密使とする日中和平交渉は、結局、外務省事務局の反対及び陸軍、海軍の圧力によって挫折した。¹⁷⁾犬養総理自身もその後、1932年の5・15事件で暗殺される。周知の通

り、犬養の死によって、悪化する日中関係における貴重かつ希少な窓口が閉ざされ、戦前日本の政党政治の終焉がもたらされた。

相次ぐテロの嵐の中で登場したのは海軍大将出身の斎藤実内閣であった。前任の犬養が満洲国の承認を棚上げにしたことによって暗殺された以上、斎藤内閣がこれを堅持するのは難しいだろう。特に、斎藤内閣誕生の翌月、衆議院で満洲国承認決議案が可決された¹⁸⁾。このように、軍部を始め、議会は承認促進論で沸きかえており、同年9月15日、斎藤内閣はついに満洲国の承認に踏み切るのである。

斎藤内閣が国際連盟から派遣された満洲事変調査団の報告書を待たずに¹⁹⁾、満洲国を承認したことは、連盟に事変の調停を斡旋する余地を与えないことになる。したがって、既定事実をもって連盟に承認させることが、斎藤内閣の新しい方針になった。

このように、連盟への日本の対応は内閣の交代によって変わってきたが、中国の対応は事変初期を除き、ほぼ一貫している。事変勃発当日、国民政府主席・蒋介石は首都南京から江西省方面へ出発した。この時期は三回目の勦共作戦の最中であり、彼は南京と勦共作戦現場の間を往復していた。蔣が南京を留守にしていたため、国民政府は事変勃発当初の二日間、満洲問題に対して如何に対処するかについて明確な方針を示さなかった。そして満洲事変勃発の翌日、財政部長宋子文は個人的に、「両国から本事件のため三名ずつの有力な委員を選定して調査および処理に当たらしめる」とする意見を当時の中国駐在公使・重光葵に提出したのである²⁰⁾。

9月21日、蒋介石は勦共作戦中の江西省の戦場から南京に戻り、国民政府の満洲事変対策は明確に定まった。すなわち、国民政府は満洲事変について国際連盟を通じて解決することとしたのだ。国民政府の方針が明確化したのに伴って、中国の国際連盟代表は「日本軍の侵略行為」という名目で連盟に正式に提訴し、平和擁護義務を規定する連盟規約第11条によって、連盟事務総長に対して理事会開催を文書で要求した。この時から、国民政府は国際連盟に全面的に依拠し、問題解決についてのすべての期待を国際連盟に寄せることになる。

この結果、宋子文は日中直接交渉の実現を断念した。幣原喜重郎外務大臣が日中直接交渉に前向きに応じようとする返電を送ってきた時には、宋子文は「状況の変化」を理由に自らの提案を撤回したのである。宋子文の反応は、当時の国民政府の思惑を反映したものだ。つまり、関東軍の軍事行動が広範囲におよんでいる以上、簡単に撤退するはずがないと判断したのである。かかる情勢において、中国と日本の直接交渉では、日本が事変を通して作り出した状況を認めさせられるだけの結果に終わる恐れがある。また、日本政府がどこまで関東軍を制御できるのかについても疑念があり²¹⁾、国民政府としては国際連盟に全面的に依拠することにした。

蒋介石の1931年9月21日の日記によれば、満洲事変の解決を国際連盟に委ねることは、彼自身の提案であったが、同時に政府内部の共通認識にもなった²²⁾。共通認識になった理由は、事変への対応のために成立した特種外交委員会委員長の戴傳賢が党中央政治会議に提出した報告書に伺われる。戴は、満洲事変の解決について国民政府が国際連盟の仲裁を選択しなければならない理由として、二点を挙げている。第一に、国際世論の支持を得るため。すなわち、満洲事変の解決そのものは国際連盟に期待できないとしても、日本の侵略を国際世論によって牽制することは可能である、ということだ。また、中国に有利な国際環境を作ることは、日中交渉にも役に立つと考えられた。第二に、国際連盟に訴えることにより、国民の関心を国際連盟に向けさせることがで

きる。国民政府の責任を国際連盟に一部振り分けることは、国民政府の政権維持にとってたいへん重要な意義を持つのだ。²⁴⁾

ところで、何ゆえ日中直接交渉は最後まで拒否されたのか、この問いは蒋介石の国際認識から答えられる。彼は次のように考えていた。中国は「二等植民地」であり、世界の列強が精力的に進出する権力の真空地帯である。²⁵⁾したがって、中国を独占しようとする日本政府の対中政策は必ずや列強との衝突を齎す。国際連盟が満洲事変に対し十分に機能しなかったのは、列強が戦争準備の体制を整えていなかったためである。けっして中国に無関心であったためではない。従って、国民政府は日本の軍事行動に対し、なるべく静観して時機を待つべきである。²⁶⁾

三 列強の反応

「中国の主権、独立並其の領土的及行政的保全を尊重すること」は、九ヶ国条約第一条の規定である。したがって、国際社会で中国問題にもっとも関心を持っていたのは、この条約に加盟した国々であった。同条約は1921年2月、ワシントンで結ばれ、参加した国は、中国のほか、日、米、英、仏、伊、ポルトガル、ベルギー、オランダの計九ヶ国である。

ここに示されるように、中国に利権を持つ国が集まったのが、この条約の特徴だ。これを考慮すれば、これらの国々が満洲事変にいかなる反応を示したのかということが、事変に対する国際社会の動向を理解する鍵になる。特に、中国での利権がもっとも大きく、また国際連盟常任理事国であったイギリスの対応は、その動向を知るてがかりとして、最初に考察する価値がある。

満洲事変勃発の日は、イギリスが金本位制離脱を余儀なくされた日でもあった。²⁷⁾これは、国内に270万人の失業者があり、²⁸⁾また、金と外国為替の海外への流出が急増してポンド危機に直面したイギリス政府の緊急政策である。²⁹⁾このように国内の恐慌対策急務の時期に、遠く離れた極東の満洲事変をイギリス政府が大々的に取り上げるはずはなかった。

イギリス政府が事変初期に積極的な姿勢を示さなかった原因には、関心の中心ではなかったということのほかに、国民政府に対する評価の低さもある。事変勃発の原因には、中国国民、政府側の政治家・論客が、満洲における日本の重大権益を認めず、日中提携の利益を拒否して不穏の空気を醸成したこともあるとされた。また、日本は中国側から数回にわたって侮辱を受けたにもかかわらず、これまで驚くべき忍耐を示していたが、ついに堪忍袋の緒が切れたのであろうとする新聞の論評もあった。³⁰⁾これらはイギリス全体の雰囲気³¹⁾を伺わせている。

このように、イギリスは植民地権益保護という共通の利益によって日本に同情し、事変勃発当初、国際連盟の理事会で次のような姿勢を示した。すなわち、国際連盟は日中両国の紛争の渦中に入ることを避け、事変に関わる問題は両国直接交渉によって解決すべきである、³²⁾と。

しかし1932年1月28日に上海事変が勃発し、中国における核心的な利益が直接脅かされた。すると、中国本土での日本軍の軍事活動に対してはこれを牽制すべきである、という提案がイギリス政府内部にも浮上した。ただし、イギリスの対外政策には、それなりの枠組みがあった。この枠組みを適切に表現しているのは、1934年6月4日に海軍軍令部長サー・アーンリ・チャトフィールド（Ernle Chatfield）が友人に出した手紙である。すなわち、イギリスは「誰ともけんかをし

たくないという特別な立場にある。それは、われわれがすでに世界の大部分、その最良の部分を手におさめており、今の望みはすでに手に入れたものを維持し、他から奪われないようにする、ということだけだからである³³⁾というものである。

この手紙に秘められたイギリスの対外政策の狙いは、次のように纏められる。つまり、第一に、イギリスはあらゆる国との衝突を避けたい。第二に、現状を維持したい。イギリスとしては、この二つの目標を同時に達成することが理想であるが、両立できない場合にはいずれかを選択しなければならない。日本という大国に直面する場合は、さらに慎重に考慮すべきである。とりわけ、地政学的視野を取り入れる必要があった。

表1に示したのは、事変勃発時期における日、英、米、仏の四ヶ国の艦船数である。数字のみをみると、四ヶ国のうち、海軍力は大きい方から、英、米、日、仏の順であった。³⁴⁾

表1 日、英、米、仏四ヶ国の艦船数（1931-1932年）

国	航空母艦	戦艦	重巡洋艦	軽巡洋艦
英 国	6	12	3	50
米 国	4	11	7	11
日 本	3	10	12	19
仏 国	1	9	0	19

他方、作戦については、さまざまな要素を考えあわせなければならない。特に極東地域に限定すると、地理的要素を考慮すべきである。表2に示したのは、英、米、日の三ヶ国の海軍基地からアジアの重要拠点までの距離である。³⁵⁾例えば、イギリスからスエズを経由してシンガポールまでは4927海里であり、シンガポールから上海までは2428海里だ。これに対して、佐世保から上海までは449海里、シンガポールまでは2428海里である。シンガポールが戦場となった場合、両国の距離標は2：1であるが、上海が戦場の場合、両国の距離標は5：1となる。

表2 英、米、日の三ヶ国の海軍基地とアジアの重要拠点の間の距離

(単位：海里)

海軍基地	シンガポール	ホノルル	グアム	マニラ	上海
スエズ	4,927				7,099
シンガポール					2,172
サンフランシスコ		2,091	5,421	6,918	
ホノルル			3,330	4,827	
グアム				1,497	
佐世保	2,428			1,318	449
台湾				543	

こうした地理的な制約を反映して、1932年2月1日に海軍大臣エアーズモンセル (Eyes Monsell) は、外務大臣サイモン (John Simon) ら閣僚に次のような報告を配布した。すなわち、

万一中国で日本軍と戦うことになれば、天津と上海に駐屯した陸軍は優勢な日本軍に包囲され、投降するしかない。そして、上海と揚子江で巡航している巡洋艦も日本軍の攻撃にさらされるに違いない。さらに、香港とシンガポールさえも危なくなる、とするものである³⁶⁾。

軍事面で日本軍と対抗できない以上、日本との衝突を避けるしかないとするのが、当時のイギリス外務省の立場であった。外務次官ヴァンシタート（Robert Vansittart）が「われわれはいかなる状況においても、戦争の用意がない限り、経済的、外交的関係の断絶を考えることはできない³⁷⁾」と言ったのは、この現実を語っている。

日中両国の紛争に関し、イギリス政府は中国側に立ちつつ日本との衝突を避けようとした。そして、事変初期には、中国の妥協によって、紛争を鎮静化させようとする対応をとった。ただし、前述したごとく、当時、中国におけるイギリスの既存利益は最大であり、現状維持も同政府の政策である。そのため、日本の軍事活動が南満洲の既得勢力範囲を越え、極東地域の国際秩序に挑戦することになった場合、イギリス政府は国際連盟の權威を維持するためにも、日本の軍事活動に反対せざるを得ない状況に置かれる。他方で、イギリス政府のこうした対応は、あくまで国際連盟で採択された勧告決議への賛成に留まり、それ以上に積極的な対応は取られなかった。

満洲問題よりも自国の恐慌対策を重視する立場では、アメリカもイギリスと同様であった。1931年の一年間にアメリカでは2298行の銀行が破産になったことを思い起こせば、同国の経済がいかに厳しかったかがわかるだろう。アメリカ政府は世界経済を立て直し、国内の物価暴落や失業問題を解決するために、未開発地域への輸出や投資を一層促進させなければならないと考えていた。低開発国への投資の安全を確保するためには、先進国間の協調が不可欠である。したがって、アメリカ政府は日本とできる限り協調して中国市場を開拓しようとし、満洲事変の際には、何とかして日本との対立を避け、国際協調の枠組みの中で同事変を処理しようとした。その背景には、こうした思惑があったのだ³⁸⁾。

日本との経済協力関係構築への期待に加え、事変初期、スチムソン（Henry L. Stimson）アメリカ国務長官は、日本外務大臣幣原喜重郎を親米勢力と位置づけ、幣原との協力関係によって事変を円満に解決できると判断していた。アメリカ政府はこうした期待をもとに、事変に対する外部の干渉に反対し、日中両国を直接交渉の道に進めようとしたのである。国際連盟で満洲への調査団派遣の議論が出た際にも、彼は反対した。国際的な干渉は軍部に對抗する幣原の平和解決を妨げることになると考えたからである。

しかし、10月8日、関東軍は錦州爆撃を執行し、幣原がどこまで関東軍を制御できるのかについて疑念が高まった。スチムソンは日本に対してもある程度の外圧が必要であると考えようになった。国際連盟理事会にオブザーバーとして参加したことは、彼の事変に対する態度の変化の表れであった。

ただし、アメリカが理事会に参加しても、事変を早期解決させる効果はなかった。事変がスチムソンの期待に反して拡大する一方で、若槻内閣の瓦解とともに彼が信頼した幣原さえも外務大臣の職から退くことになった。

日本の内閣が交代し、さらに錦州占領、満洲からの張学良勢力の駆逐へと進んだことは、スチムソンの態度をさらに硬化させることになる。スチムソンは、1932年1月7日、「九カ国条約を侵害し、不戦条約に違反することによって、中国の現状を変更することは承認できない」と宣言

して、これに対応した³⁹⁾。ただし、この宣言は言葉上のもので、現状変更の合法性を承認しないとするのは趣旨であり、武力制裁はなしえず、道義的非難しか行えないという限界があったのも特徴である⁴⁰⁾。

日本の軍事活動には反対したが、道義的非難しか行えなかった最大の原因は、日本に対抗する軍事力を持たなかったことである。艦隊の数字のみをみれば、アメリカは日本に負けない海軍力を持っていた。しかし、地理的要素を踏まえれば、異なる見解が出るだろう。

ホノルルはアジアにおけるアメリカの最大の海軍軍事基地であるが、ホノルルからアメリカ本土でもっとも近い港サンフランシスコとの距離は、2091海里である。また、ホノルルから太平洋を横断して西のグアムまでは3330海里であり、グアムからさらに西、フィリピンのマニラまでは1497海里だ。したがって、フィリピンを中心とすれば、アメリカ本土のサンフランシスコとマニラの距離は6918海里、グアムからマニラまでは1497海里である。他方、日本からは、佐世保からマニラへの距離が1318海里であり、台湾からマニラまでは543海里である。すなわち、マニラが戦場となった場合、両国本土の距離標は5：1であり、もっとも近い軍事基地からの距離標は3：1になる。

このような不利な要素のため、1932年、米国海軍は、極東で日本と戦争が起きれば、「フィリピンを防衛することができない⁴¹⁾」と結論を出した。軍事面で日本軍と対抗できず、また経済的、外交的關係の断絶という厳しい手段も取れず、道義的非難しかできなかったのである。

ところで、こうした道義的非難さえも列国の同意を得られなかった。イギリスは、条約上の權益が侵害される前に行動を起こすことは尚早であり、不必要な摩擦を起こすだろうと主張した。フランスをはじめ、イタリア、オランダ、ベルギーなどの九カ国条約の加盟国がこれに相継ぎ、イギリスにならってスチムソンによる不承認の覚書に賛同することを拒んだ⁴²⁾⁴³⁾。

九カ国条約加盟国のほか、中国の領土に関心を持つ国にはソ連があった。ソ連は満洲事変に対して形勢傍観の中立的立場をとったが⁴⁴⁾、コミンテルンは活発な反対運動を行った。1931年11月6日にコミンテルンは、満洲事変は「蒋介石と国民党を相手に戦うものではなく、中国の労働者諸君、及び中国革命を相手とした戦争であり、我らコミンテルンをも相手とする戦争である」、⁴⁵⁾「日本の満洲攻撃は、反ソ大戦争の準備である」とする宣言を発表した。このようにコミンテルンは満洲事変を反ソ大戦の準備と位置づけたのである。さらに同年12月29日、中国共産党に対し、直ちに労働者と学生との共闘戦線を築き、反帝国運動と反国民党運動のためのストライキを起こさせようと求めた⁴⁶⁾。

こうしたコミンテルンの対応を検討すると、ソ連にとって、満洲事変は二つの意味を持っていた。ひとつは、ソ連攻撃の序曲であり、もう一つは、国民政府打倒の好機である。満洲事変を敵同士の戦いとして、中立の体制をとったのである⁴⁷⁾。国際連盟の活動に対しても、加盟国ではないことを理由に参与を拒んだ。

しかし、ソ連政府は満洲国成立後、一層日本の脅威を感じ始めた。敵の敵は友人になると考えていたソ連政府は、1932年6月から国民政府との交渉を再開し、同年12月12日、両国は国交を回復した⁴⁸⁾。他方、国交回復にもかかわらず、外蒙古における中国主権の否定、新疆におけるソ連勢力の浸透、中国共産党の支援などの問題において、ソ中両国の対立は残されたままとなった。両国間に協力関係ができるのは、ソ中不可侵条約の調印を契機とする⁴⁹⁾。すなわち、盧溝橋事件勃発

後、1937年8月21日に不可侵条約が調印された日からである。それ以前には、ソ連は日中両国の紛争に関与をしないという姿勢を保った。

四 国際公議の醸成

満洲事変勃発の際、国際連盟には55の加盟国があったが、1933年2月24日に連盟で満洲事変に関する報告書が表決された際に、投票に参加したのは44ヶ国のみである。11ヶ国は事変に関心を持たず、投票に参加しなかつた⁵⁰⁾。言い換えれば、九カ国条約の参加国以外で、投票に参加したのは35カ国ということだ。これらの国がいかなる認識で事変に関心を示したのか、また、地域によって事変に対する関心がいかに異なっていたのかを検討することが、本節の主旨である。

ところで、イギリスのかつての自治領である英連邦諸国も事変に対して共通の立場をとったので、ここで特に取り上げておく。すなわち、英連邦諸国は日本に同情を寄せた。例えば、1932年12月8日に連盟でリットン報告書を審議する第十三回会議が開催された際に、カナダ代表カーハン（Charles Hazlitt Cahan）は、次のように指摘した。すなわち、紛争勃発の原因の一つは、中国が排外的思想を外交手段として利用したことにある、という指摘だ。日本が満洲で直面した困難は、イギリス政府が1927年の北伐時期に中国の本土で直面したことでもあった。連盟は事変に対する義務を規約第15条第3項⁵¹⁾に止め、日本に対する制裁を控えるべきである。同じ日、オーストラリア代表ブルース（Stanley Melbourne Bruce）は次のように述べた。中国における日本の利益と日本国民の安全が中国政府によって保障されえないのは、中国政府が自国の国民の活動を制御できないためであり、紛争の責任がすべて日本側にあるとはいえない。日本に対する一方的な非難⁵²⁾を止めるべきである、と唱えた。

こうした論調に対しては、ラテンアメリカ諸国が反対の意見を主張した。例えば、1931年12月10日に連盟理事会が満洲への調査団派遣を決議した後に、グアテマラ代表マトス（Jose Matos）がこの決議を支持したのは、加盟国日本が懸案を口実として相手国である中国と直接交渉することが許せなかつたからである。言い換えれば、彼は、調査団がこの信念を貫き通すことを期待している⁵³⁾と強調した。

マトスの発言には、パナマ代表ガレー（Narciso Garay）も賛同した。彼は、1907年ハーグで開かれた万国平和会議で採択された協約の一つであるポーター提案書（Porter proposal）を取り上げた。この協約は、武力によって債権を解決するには、債務国が債務問題を仲裁裁判所⁵⁴⁾にかけさせないか、債務国が仲裁結果を忠実に実行しないか、あるいは債権国が仲裁の機会を得られないかのいずれかの条件が必要であるとしている。この三つの条件は、国際法に対するラテンアメリカ諸国共通の認識であった。この共通認識を守るため、彼は、連盟理事会及び調査団が国家の主権を侵害するような例外を認めないとする原則を堅持すべきであると唱えた。そして、他国で居住する自国民の生活と財産の安全を保障することを理由に、他国の主権を侵害することは許されるものではないと強調した。

また、1932年3月5日に上海紛争解決のために開かれた連盟総会で、メキシコ代表オルテガ（Romeo Ortega）は、次のように主張した。すなわち、主権尊重、領土不可侵、武力による現状

変更の不承認は、国家の最低限の要求である。そして連盟は、各国が自国の意志によって選んだ審判だ。したがって、連盟は国際社会に期待されるべく、国際法に基づき、国際秩序を維持する役割を果たすべきである。加之、国家の主権や人権、及び国際社会の正義を守るとりでになるべきである、というものだ。

このほか、南ヨーロッパの国々も猛然と日本の主張に反対した。例えば、1931年12月10日に満洲への調査団派遣が決議された後、スペイン代表マダリアガ（Salvador de Madariaga）は、日本は自ら提案した以上、今後は調査団の報告に遵い、満洲から早期撤兵する義務があると指摘した。また、1932年3月5日の連盟総会で、スペイン代表スルエタ（Luis de Zulueta）は、連盟は三つの原則を堅持する必要があるとした。三つの原則とは、第一に、交渉に応じる条件を占領区からの撤兵とすること。第二に、軍事力、あるいは連盟規約及び不戦条約の違反によって変更された主権の事実に関してはこれを承認しないこと。第三に、官僚組織が健全ではない国に対しては、正常な国と同様の国際義務を付与すべきものではないことである。さらに、リットン調査団の報告を検討していた12月7日の連盟総会で、スペイン代表マダリアガは、連盟は報告の結論を率直に受け入れ、満洲国を承認せず、満洲における日本の行動には賛成できないという立場を表明すべきであると唱えた。彼の発言は、その場で直ちにギリシャ代表ポリティス（Nicolas Socrate Politis）の賛同を得る。ポリティスは、連盟規約に違反し、また、隣国の領土に野心を持つ日本の行動を批判するべきであると主張した。

こうした侵略反対の立場からの日本への非難には、東ヨーロッパ諸国も共鳴した。例えば、1932年3月5日に上海紛争解決のために開かれた連盟総会で、チェコスロバキア代表ベネシュ（Edvard Benes）は、他国の領土主権を尊重し、武力を紛争解決の手段として用いないとする連盟規約第十条及び第十二条⁵⁵⁾に日本政府は従う義務があると指摘する。そして、日本製品ボイコットが日本の経済利益を侵害したことは事実であるが、この善後処理は連盟に任せるべきであり、自国で勝手に行動するものではないと唱えた⁵⁶⁾。

また、リットン調査団の報告を検討していた1932年12月26日の連盟総会で、同代表は、満洲及び上海における日本の軍事行動を合法的な自衛措置と認めることはできず、満洲国は現地中国人住民の自発的な意志によって建国されたものでもないとした。さらに、中国政府に唆された排外宣伝や日本製品ボイコットなどの活動は肯定すべきではないが、武力によって他国を侵略した事実のほうがより一層非難されるべきであると指摘した。こうした事実を鑑み、彼は、連盟はリットン調査団報告を採択するべきであり、また、日本に妥協せず、連盟規約を守る決意を国際社会に示すべきであると強調した⁵⁷⁾。

ベネシュのような考え方は、東ヨーロッパで孤立した存在ではなかった。例えば、1932年3月8日に上海紛争解決のために開かれた連盟総会で、ハンガリー代表アルベルト伯爵（Count Albert Apponyi）は、連盟は特定の国あるいは特定の集団の道具になるべきではなく、連盟が規約を堅持しなければ国際社会に信頼されないと指摘した⁵⁸⁾。

連盟規約が堅持されてこそ、連盟の存在意義が認められるとする主張は、北ヨーロッパ諸国にも支持されることになる。例えば、1932年3月5日の連盟総会で、スウェーデン代表レーフグレン（Jonas Eliel Lofgren）は、目下極東地域で発生した衝突は戦争であると言っても過言ではないと述べた。そして、他国の領土で軍事活動が展開されている以上、これは当然連盟規約及び不戦

条約に違反している。このような事実を鑑み、スウェーデン政府は2月16日に連盟理事会が日本に提出した「連盟規約第十条を無視して築かれたあらゆる既成事実に対して、連盟国はこれを合法的かつ有効的とは認められない」とする通告を支持するとした。⁵⁹⁾ また、12月26日の連盟総会で、スウェーデン代表ウンデン（Bo Osten Undén）は、いくら隣国に迷惑を掛けられても、それは戦争の理由にはならず、隣国の土地を併合することも許されるものではない。スウェーデン政府は、連盟がリットン調査団の報告を採択すべきであり、また、満洲国を承認することは既存の国際義務や条約規定に違反する行為だと宣言すべきであると唱えた。⁶⁰⁾

ウンデンの発言は、同じ議場にいたノルウェー代表ランゲ（Christian Lous Lange）にも支持された。ランゲは、ノルウェーは満洲国の承認に反対するとともに、「連盟国は、連盟規約第十条を無視して行われた連盟国領土の保全に対する侵害およびその政治的独立を損なう行為を非合法とし、これを承認しない」とする1932年3月11日の連盟総会決議を有効なものとして認めるとした。⁶¹⁾

このように、集団的な発言によって、事変に対する各地域の関心が訴えられたほか、連盟規約遵守の立場から個別に積極的な発言をした国もあった。例えば、ペルシア代表セファボディ（Anochirevan Khan Sepahbodi）は、1932年3月5日の連盟総会で次のように主張した。弱国を強国の非正義の侵略、攻撃、侮辱、及び傷害から守るのは連盟の責任である。したがって、目下満洲と上海で発生した紛争に対して、連盟が責任を果たせなければ、我ら東側諸国を大いに失望させることになるだろう。いまこそ連盟にもっとも重要なのは、原則遵守の力を国際社会に示し、規約を日和見主義者の勝手な解釈にまかせて連盟の精神を歪めさせることを許さないことである。さらに、連盟には国際社会に平和を齎す力があることを示さなければならない。⁶²⁾

1933年2月24日、十九人委員会起草による勧告案を採決する連盟総会で最後に発言したのは、リトアニア代表ザウニアス（Dovas Zaunius）である。彼は、連盟の任務は規約第十五条第四項を執行することに止まるべきではないと指摘した。すなわち、連盟の任務が報告書の採決にのみ終われば、「侵略者は国際社会の義務や正義を無視しても罰を受けず、さらに侵略で奪った成果を享受できることになる」とし、「連盟は十九人委員会起草による勧告案を採決した後も、日中紛争に対する関心を維持すべきである」と訴えた。

ところで、このように連盟規約を第一義とする国がある一方で、理念と現実のバランスが重要であるとする国も当然のことながら存在した。例えば、1932年3月5日の連盟総会で、スイス代表モター（Giuseppe Motta）は、中国代表が連盟への日中紛争の提訴を従来の規約第十一条から第十五条に改めたことには賛成を示しつつ、両条項の性質の違いから連盟の対応にも変化が生じるだろうことを指摘した。つまり、日中紛争を第十五条第九項に当て嵌めるのみならず、第十六条⁶⁶⁾が引用される可能性が出てくる。その場合、日本に経済制裁を加えることになる恐れがあるため、この問題はなお慎重に対応すべきである。そこで彼は、総会の下に委員会を創設することを提案した。すなわち、総会は日中両国の紛争を直接処理せず、この新しくできた委員会に廻す。そして、委員会が紛争原因を究明し、平和維持の具体的な方法を検討して、総会に建議案を提出する。言い換えれば、委員会設置によって時間を稼ぎ、総会と日本の対立を避けようとしたということだ。

こうしたスイス政府の立場は、その後の言動によってさらに明瞭になる。1932年12月7日の連

盟総会で、モターは日本政府代表松岡洋右の発言に賛成の部分がみられると指摘した。詳述すれば、リットン調査団の報告を巡る日本政府の立場が全面的に反対であるという理解は誤解である。同報告に日本は反対であり、中国は賛成であるというのが、諸国の受けた印象であったが、事実ではなかった。リットン調査団の報告は二つの部分に分けられ、前者は中国の現状に関する論述、後者は紛争解決に関する提案である。日本は前者に賛成し、後者に反対した。逆の立場である中国は前者に反対し、後者に賛成した。日中両国の紛争に関するスイス政府の理解では、全てが日本側の非とはされなかった。しかし、モターは満洲国の成立が規約第十条と第十二条に違反するため、日本政府が連盟の調停を要請し、同国の設立を諦めることを切望していると強調した。

以上述べてきた事実を纏めると、国民政府は連盟に全面的に依拠する対応をとってきた。他方で、事変に対する日本政府の対応は、内閣の交代によって二つの時期に分けられる。前半は若槻内閣と犬養内閣の時期であり、後半は斎藤内閣の時期である。前半の特徴は、事変に対する連盟の直接的な干渉に反対しつつ、連盟との対話を重視した点である。そして、九カ国条約の枠内で紛争を解決しようと努力した。後半になると、既成事実によって、連盟に事変調停を斡旋する余地さえ与えなくなった。

九カ国条約国のうち、事変への対応がもっとも明確だったのはアメリカである。ただし、アメリカ政府の政策は中国の現状を変更することに対する不承認に止まり、それ以上の対抗策は打ち出せなかった。他の加盟国がイギリスに倣って、条約上の権益が侵害される前に行動を起こすことは尚早であるという理由から、アメリカの不承認政策に賛同しなかったからである。

イギリスの基本的な立場は日本との対抗を避けることであったが、連盟の常任理事国である以上、その運営上、日本の軍事活動を是として黙認することはできなかった。イギリス政府が取りえた対応は、あくまで国際連盟で採択された勧告の決議に乗ったことに止まり、それ以上の対抗的な措置は取られなかったのである。

極東から遠く、利害関係の薄いラテンアメリカや南ヨーロッパ、東ヨーロッパ、北ヨーロッパの加盟国は、逆に連盟規約を第一義とすべきであると主張した。日本の軍事活動を侵略的な行為であると認識した彼らは、日本に対する制裁を訴えた。他方、イギリス政府や英連邦、スイスなどは連盟と日本との決裂を避けたいとし、また、中国側にも紛争の責任があるという理由から、一方的に日本を批判することには反対した。

55の加盟国を擁する国際連盟では、あらゆる決議は合議制に依るしかなかった。問題に対する共通認識を纏められない限り、決議にはならない。満洲事変をめぐる諸国の利益と認識には、大きなずれがあった。よって、共通認識を獲得する過程で互いに牽制し、また、話し合って妥協することは不可欠であった。このことが、事変に対する勧告案の作成に十七ヶ月をも要した原因になったのだ。

其の中の流れとして、特書すべきことは、四つの重要事項があると考えられる。第一は、1931年11月21日に、日本政府が理事会に紛争の真相解明のため、連盟から中国現地への調査団派遣を提議した⁶⁷⁾ことであった。この提案は、同年の12月10日の理事会において全会一致で可決される⁶⁸⁾。その後、調査団は英米仏独伊の五カ国から選定され、イギリスのリットン伯爵（Victor Alexander George Robert Bulwer-Lytton）を団長とし、翌年1月25日に成立され、2月3日に中国へ出発した。

第二は、1932年1月28日、日中両国間に、上海で新たに衝突が起こったことである。中国政府

はこの事件を利用して、連盟に対して、規約第十条（領土保全と政治独立）、第十五条（連盟理事会の紛争審査）によって改めて日本を提訴した。第十五条で提訴する場合、理事会の過半数の表決により、勧告を入れた報告書を作成することができ（第四項）、紛争当事国の一方の要求があれば連盟総会の場に持ち込むことができる（第九項）。言い換えれば、全会一致を原則とする理事会の手続きとは根本的に異なるプログラムになる。⁶⁹⁾

このような提案に対して、日本政府が反対の姿勢を示した。規約第十一⁷⁰⁾条に基づき、調査団を組織し極東へ派遣しようとする。その段階になって、連盟が中国の要請により、第十五条⁷¹⁾での提訴に変更することは、問題を更に複雑にさせるだけであるとした。すなわち、第十一条と第十五条は性質が異なるので、対応も異なる。戦争をいかに調整するかが第十一条の目的であるが、第十五条の目的は国交断交をいかに調停させるかにある。並行する規約を同時に援用するのは不可能であり、よって、理事会は第十一条に基づき、既定の調整活動を継続すべきであると訴えた。また、紛争を解決する方法として、両国の直接交渉が最適であるにもかかわらず、中国は日本の提議を拒否している。このように中国には問題解決の誠意がなく、日本政府は中国政府の新たな提訴には反対する、と主張した。⁷²⁾

ところで、フランス籍ポールーボンクール（Joseph Paul-Boncour）新議長は、日本政府の反対意見に対して、まったく別の見解を示した。理事会には、加盟国が規約第15条に基づいて提出した訴えが正当かどうかを判定する権限はなく、条文に従って対応するのが理事会の義務である。すなわち、第15条に基づいて連盟に提訴するのは加盟国の権利であり、理事会はその権利を否認する権限を持たない。また、1927年9月26日、理事会は規約第11条を廻って、ほかの規約との関連を検証する決議を出した。この決議によれば、第11条に基づいて進行しているこの活動は、他の条項の下で行われようとする活動を妨げることにならないとした。

第11条と第15条が相互に矛盾しないとされたため、理事会は、規約第15条を援用して日中紛争を提訴する中国の行動を認めるとの結論を下した。1月29日の会議は、この議長の採決によって休会した。⁷³⁾

第三は、以上述べた採決によって、1932年2月19日の理事会で、理事会議長ポールーボンクールは、規約第15条に基づき、日中紛争案を以後、総会に移すと表明したことである。この表明をしたことによって、満洲事変は1932年3月3日に総会に持ち込まれるようになった。言い換えれば、総会に移すことによって、事変は大国の密室での議論から解放された。凡ての加盟国が事変への参与を許され、また、中国も総会を通して、全世界に自国の主張を訴えることができるようになったわけである。

第四は、十九人委員会は1932年3月11日連盟総会議長トーマス（Paul Hymans）の提案によって、組織されたことである。つまり、紛争当事国を除く12名の理事国代表、及び総会が秘密投票によって選挙する6名の委員⁷⁴⁾の計19名からなる委員会を設け、1931年9月30日及び12月10日の理事会において採択された決議の実行を監督する。また、上海における停戦および日本軍の撤収に尽力し、更に、総会に報告書を提出する任務を負うとするものである。

したがって、この提案が採決されたこと⁷⁵⁾によって、紛争解決の方法を求める責任を同委員会に、持たせることになり、満洲事変に対応するための国際連盟の諮問団体になったわけである。

五 日本の連盟脱退

連盟から中国現地への派遣したリットン調査団の報告は、1932年10月2日に公表された。同報告を審議するため、理事会は同年11月21日に再開された。

会議の冒頭で松岡洋右代表が発言し、次に国民政府の顧維鈞代表が登場した。両者が論議したのは、田中上奏文の真偽、満洲における日本軍の軍事活動を自衛行為として認められるかどうか、満洲国の独立を住民の自発的な行為として認められるかどうかなどの課題であった。⁷⁶⁾

両者の発言は平行線をたどり、他の代表も弁論に参与しようとしなかったため、11月25日、トーマス議長はこの問題を総会に移すことを提議し、11月28日に理事会に同意された。⁷⁷⁾

連盟総会は1932年12月6日午前に開かれ、トーマスが議長をつとめた。四日間の会議で、日中両国の代表のほか、⁷⁸⁾24カ国が発言した。大部分の代表者は、調査団の報告を承認するとし、事件は連盟が国際平和を守ることができるかどうかの評価に関わるものであり、日本の責任を誤魔化してはいけないと強調したが、一部の代表は異なる意見を述べた。既述のように、カナダ代表カーハンやオーストラリア代表ブルースは、紛争の責任がすべて日本側にあるとは限らないとし、日本に対する一方的な非難に反対した。また、イギリス代表サイモン外相は、紛争解決を第一義とすれば、連盟規約に拘るより、むしろ現実を重視すべきであると唱えた。彼は、現実的に事変前の状況を回復することが不可能である以上、これを放棄するしかないとし、この問題を解決するためには、⁷⁹⁾米国とソ連との協力が必要であるとした。

このように議論が対立するなか、最終的にはチェコとスイスが提出した妥協案によって決着が付けられた。すなわち、十九国委員会がリットン報告書を⁸⁰⁾検討し、総会に解決案を提出するというものである。この提案は12月9日総会によって採択された。⁸¹⁾

総会の決定に基づき十九人委員会は12月12日に招集され、同日にはベルギー、英、仏、スペイン、チェコ、の五カ国の代表を起草委員会として選出した。⁸¹⁾起草委員会の最初の報告は12月15日に提出され、異議なしで当日の十九国委員会に通された。決議案が二つ、声明書が一つである。

決議案（甲）：(1)1932年3月11日の総会決議を本案処理の基準とする。(2)連盟規約、不戦条約、九カ国条約を尊重する。(3)リットン報告書第九、第十章を本案解決の原則とする。(4)和協委員会(Committee for conciliation)を組織し、日中当事両国と協議する。(5)米、ソ両国を招き、和協委員会に参加させる。(6)1933年3月1日までに調停に関する報告書を提出する。(7)期限内に当事国が合意に達しなければ、報告書を総会に報告しなければならない。(8)総会は休会せず、主席は随時召集できる。

決議案（乙）：(1)リットン報告書を公正と認める。(2)その事実は調査団報告書の最初の8章を根拠とする。

理由書は、事変前の状況を回復することは非現実的であるとしながらも、満洲の現組織を認めることも⁸²⁾妥当ではないとした。

十九人委員会の決議案に対し、国民政府は大筋を認めつつ、面目に関わる細部を修正するという立場をとった。⁸³⁾他方、日本政府は全面的にこれを否定した。特にかかる交渉をした上、2月14

日にいたるまでも、日本政府の立場は満洲国を否認しえないであった。⁸⁴⁾

イーマンス議長は、日本政府が満洲国を放棄しない限り、連盟と日本政府の交渉の余地はないと判断した。規約第十五条第三項に基づく調停工作が失敗したため、残された唯一の道は、第四項に従って報告書と勧告案を纏め、総会に提出することであった。十九国委員会は、2月21日に総会の開催を要請した。⁸⁵⁾

他方、ジュネーブ駐在の中国代表団は、満洲国の存廃を巡る十九国委員会と日本政府の交渉は成立しないと早期に判断し、二月の初め頃には交渉失敗を前提とする中国側の工作が始まった。2月3日に顧維鈞がリットンを訪ねたのは、その工作の一つである。

当時、リットンも、規約第十五条第三項に基づく連盟の調停工作は失敗に終わると考えていた。ただし、彼は、連盟の重心が第四項に移っても、満洲国を廃止させる圧力にはならないとした。つまり、規約第十五条第四項による連盟の行動は、勧告書を提出し、日本の規約違反を指摘するのみである。こうした工作は、道義上の非難に止まり、それ以上の制裁手段を伴わないので、日本政府の譲歩を引き出すのは不可能であるとした。

彼の指摘は、次のようなものである。日本政府は連盟に残り、次の理事会の議長を担当する国になっているので、放棄は考えられない。その代わり、日中紛争に関する連盟の調停工作には一切乗らず、また、軍縮会議から撤退するだろう。中国は連盟を通して両国の紛争の非が日本側にあると証明させたので、それなりの効果を挙げたと評価できるが、連盟に対してこれ以上の期待は寄せないほうが理性的であろう。

連盟は日本に制裁を与えることが出来ないが、日本を孤立させることはできる。今回の事件を通して日本政府の面目は存分に潰されたので、政府内閣の交代は期待できよう。つまり、外交的な失敗の責任をとって現内閣が辞職し、より理性的な内閣が誕生することが、現在の国際社会における共通の願いである。リットンはこう語った。⁸⁶⁾

彼の予測は、直ちに国民政府に報告された。つまり、顧維鈞もリットンの考えに同調し、日本が連盟に残るだろうと観察した。しかし、彼らの予測は外れた。齊藤内閣は、2月20日に開かれた閣議で、連盟総会が十九国勧告案を採択した場合には連盟を脱退するという方針を決定した。⁸⁷⁾

もちろん閣議決定は、外部には漏らされなかった。外部が理解していたのは、十九国勧告案がリットン調査団の報告書より、更に日本に対して不利であったということである。⁸⁸⁾

2月24日の総会はイーマンス議長の主催の下に始まったが、冒頭発言したのは中国の顔代表であった。彼は、勧告案が出来上がって、17ヶ月に亘って中国国民が日本の侵略被害を蒙ってきたのは無駄ではなかったと述べる。そして、国際正義を守る活動においても、連盟はさらなる権威と活力の新しいイメージを獲得した、と指摘した。

また、勧告案の内容に対して、次のように評価した。すなわち、紛争の主な原因は、日本が満鉄沿線につくりだした権力によって、この地域における中国の主権行使に影響を与えられていることである。満洲における日本の軍事活動は、自衛の処置とは認められない。日本政府が強く批判した「ボイコット」については、報告書は報復行為の範疇にあるものとしている。また、1931年9月18日以降に発生した一連の事件に関しては、中国側には責任がない、とした。さらに、紛争解決の方法として、満鉄付属地外の日本軍の撤退や、その期限を決定する交渉を優先的に進めるべきである。また、中国政府と満洲地方当局の間における権力帰属の決定は、中国政府に任せ

るとしている。以上の見解は、中国政府の従来の主張と一致するものである。

さらに、顔惠慶は、勧告案にはいささか手落ちのある感が否めないが、中国政府は連盟の忠実な加盟国の一員として、第三者による正確な判断を信頼する。そして、勧告案に賛成票を投じ、同案の一切の提案条項を全面的に受け入れることを保証する、と表明した。⁸⁹⁾

次に発言したのは、松岡洋右である。彼の発言は三つの部分に分けられる。まず、紛争がもたらされた背景が説明される。彼は、事変勃発の根本的な原因は「中国が無秩序状態にあり、民衆は隣国に対する義務を意識せず、自我主張の恐るべき時相を現出している点にある」とした。さらに、日本はこのような中国の混乱に直面し、「長年の間、忍耐に忍耐を重ねて、中国民族に対する数々の不満を友誼的方法によって解決せんと努力してきた」にもかかわらず、「中国は日本人を以て徹頭徹尾侵略者なりと見なし、過去の歴史的事情を全く無視して、日本人は何等満洲に留まる理由を有せざるかの如く、日本人は満洲開発に参与すべからずと為して、日本人の満洲立退きを要求するにいたった」のである。日本は満洲のために二回の戦争を行い、特にその一つは国家の存亡をかけたものであった。日本にとって、満洲がいかに重要であるのか、贅言を要さないであろう、と彼は訴えた。

次に、松岡は、勧告案がリットン報告書に基づいていることを非難した。例えば、満洲の住民が中国人であるとする考え方を挙げた。彼によると、「近年中国から満洲へ入った移住民も満洲の人口の大半を占めるものではない。概略十分の一あるいは多く五分の一くらいのものである。人口の大部分は正確には満洲人と称さるべきものである」。「これら人民の大多数は、未だ曾て中国に住居したことなく、したがってリットン報告書にある如き中国に対する愛着など毛頭持っていないのである。この点に関して、報告書は明らかな誤謬を犯している」。また、リットン報告書は満洲の近代化に対する日本の偉大な貢献を忠実に記載していない。すなわち、「関東租借地における整然たる都市、満鉄付属地の繁栄状態、広大な採鉱と工業企業、学校、病院、技術的諸機関、すべてこれらは、中国行政下においては全く存在し得ぬものであり、彼地に対する我が国民の奉仕の証左に他ならないものである」とした。

最後に彼は、勧告案は満洲に国際的管理を設定、あるいは中国の主権を確立しようとし、あまりに現実と乖離しており、日本政府は受諾できないとして、その理由を次のように述べた。すなわち、「パナマ運河地帯に同様の管理を設定せんとすれば、アメリカ人はこれに同意するであろうか。同様にエジプトを例に取ればイギリス人は果たしてこれを許容するであろうか」として、満洲に国際的管理を設定することは、日本人に傷をつけることに他ならないと論じた。また元来、満洲における中国の主権は名目的なものに過ぎないにもかかわらず、勧告案は「従来中国が曾て有しなかった権力と勢力を満洲へ伸ばすことを期している」とした。このような現実と乖離した勧告案には、連盟がいかなる方法でこれを実行するだろうか。日本政府は、極東の平和のため、また全世界の平和のために、勧告案の不採択を要請する、とした。⁹⁰⁾

松岡の発言の後に続いて登場したのは、ベネズエラ代表スメータ (M. Zumeta) である。彼は、直ちに採決に入るよう訴えた。彼は、「連盟に提訴するだけで奇跡が起こるのを期待するのは、非現実である。しかし、連盟規約の違反によって生じた状況を許容すれば、さらに陰悪である」とした。

スメータの早期採決論はカナダ代表リドル博士 (Dr. Riddell) に支持された。リドル博士は

「紛争を平和的に解決できるという従来の信念が動揺していることは、国際輿論にも反映されている。こうした状況が継続すれば、連盟が長期にわたって築いてきた国際安全秩序が打ち崩される恐れがある」と強調した。

続いて登場したのはリトアニアのザウニウス代表である。彼の発言は、これまでも紹介されたことがあるが、連盟が勧告案を採決した後にも、日中紛争に対する関心を怠らないようにすべきであると主張した。⁹¹⁾

ザウニアスの発言が終わると、イーマンス議長が表決に移ると宣告した。投票総数44のうち、賛成は42で、反対と棄権はそれぞれ1であった。中国は賛成、日本は反対で、シヤムが棄権した。議長は、紛争当事国を除く十二の理事国は全員賛成し、また、賛成票が過半数であるため、勧告案は採択されたと宣言した。

他方で、議長は、同案が採択されても、「実際の仲裁権を持たず」、「当事国に紛争解決の方法を提案しうるのみである」と説明した。また、反対票を投じた日本の行動に対して、「自己を孤立させる独断専行の行為であり、他国への配慮はまったくみられない」と評価した。⁹²⁾

議長のコメント終了後、松岡が発言を求めた。彼は採択を遺憾とし、日本政府は日中紛争の解決に連盟と協力してきたが、すでに限界に達したと声明して、随員とともに総会会場から退場した。⁹³⁾

連盟事務局に対して日本政府が正式に脱退を通告したのは、3月27日のことである。⁹⁴⁾日中紛争問題は、日本の連盟脱退によって、未解決のまま連盟に残された。連盟総会における1933年2月24日の決議によって、日中両国の交渉支援のために設置された委員会が日中紛争解決を直接担当することとなった。⁹⁵⁾この委員会の勧告を受け入れ、満洲国を国際社会から徹底的に追放するため、6月12日、連盟国は満洲国との間に郵便、衛生、通貨、為替、領事、税関、査証など国に関する事業の交流を一切禁止すると決定。ただし、この勧告が委員会の唯一の活動となり、その後事実上活動を停止することになった。⁹⁶⁾

六 おわりに

正義を守ることより、むしろ大国間でお互いの既存勢力範囲を尊重することが、国際秩序を維持できる前提であることは、従来国際政治のルールである。このルールは、満洲事変をめぐる列強の態度に裏付けられたものであるし、また、国際連盟の対応にも反映される。

周知のように、55の加盟国を持つ連盟としては、かかる活動を運営する中心となるのは、理事会である。⁹⁷⁾理事会では、当事国の日本をはじめ、ほかの英、仏、独、伊常務理事国も、満洲は日本の勢力範囲であり、満洲事変に巻き込まれないことこそが、国際秩序の維持につながると判断した。したがって、初期には、事変を両国間の紛争として扱い、両国の直接交渉による問題の解決が図られた。

しかし、日本軍は南満洲の既存の勢力範囲を越えて上海でも事変を起こし、中国における列国の中心的な利益を直接脅かし、連盟の事変への対応も変化した。つまり、常任理事国としては、自国の利益や国際秩序を維持する角度からも日本の軍事活動を黙認することはできず、理事会は、

事変に参加し始めた。1932年1月29日、規約第十五条によって日中紛争を提訴する中国の行動を認めると結論を下したが、これはその変化を端的に語っている。他方、連盟は上海の停戦調停に積極的に参与した。

規約第十五条によって、同年3月3日、連盟は臨時総会を開催した。この総会の開催によって、事変は大国の密室での議論から解放された。凡ての加盟国が事変への参与を許され、また、中国も総会を通して、全世界に自国の主張を訴えることができるようになった。

国際連盟は、そもそも国際政治の場を舞台にして理念を訴えるところである。言い換えれば、国際連盟は国際社会における共通認識を醸成するところだ。この共通認識を醸成する目的は、国際秩序を維持することにある以上、いかに国際秩序を破壊することを阻止させようとするのは、加盟国の共通の希望である。満洲事変期における中国側の主張が国際連盟において共鳴を得たことは、中国が唱えた理念が加盟国の共通の利益になり、また、加盟国の共通認識として認められたことを意味している。中国が国際社会の主流の立場を獲得することは、その反面として、日本が国際社会の反主流に追いやられることを意味した。日本は「非」の立場に立たされ、国際社会と正常な交流を維持できなかったのである。

言い換えれば、従来、「列強」と「直接的な行動力」を念頭にしか入れなかった日本政府の外交政策は、今度「国際公議」という新興した政治力に突き当たった。この新興した政治力は、「直接的な制裁行動」を動かせる力を持たないが、日本を孤立させようとする「モラル的な牽制力」を持っている。この孤立が日本をして、いかなる国際政治の行き詰まりを持たせたのか、その後の日本の歩んだ道が雄弁に語るであろう。

註

- 1) 小倉和夫『吉田茂の自問：敗戦、そして報告書「日本外交の過誤」』（東京、藤原書店、2004年）、30-71頁。
- 2) 当時は「支那」という表現が用いられていたが、本文中ではすべて中国に改めた。
- 3) 日本国際政治学会太平洋戦争原因研究部編『太平洋戦争への道 第二冊：満洲事変』（東京、朝日新聞、1962年）13頁。
- 4) Minutes of the Sixty-Fifth Session of the Council, First Meeting, 5 p.m., September 19th, 1931 (Geneva), *League of Nations Official Journal*, 1931, p. 2248.
- 5) 俞辛焯『満洲事変期の中日外交史研究』（東京、東方書店、1986年）8-9頁。
- 6) Minutes of the Sixty-Fifth Session of the Council, Second Meeting, 10.30 a.m., September 22nd, 1931 (Geneva), *League of Nations Official Journal*, 1931, pp. 2266-2267.
- 7) 黄自進「犬養毅与九一八事変」（『中央研究院近代史研究所集刊』、第25号、台北、1996年6月）323-324頁。
- 8) 俞辛焯『満洲事変期の中日外交史研究』、7頁。
- 9) Minutes of the Sixty-Fifth Session of the Council, Fourth Meeting, 5.15 p.m., September 25th, 1931 (Geneva), *League of Nations Official Journal*, 1931, pp. 2279-2285.
- 10) Minutes of the Sixty-Fifth Session of the Council, Eighteenth Meeting, 4.30 p.m., November 21st, 1931 (Paris), *League of Nations Official Journal*, 1931, pp. 2365-2366.
- 11) 17日には混成第八旅団が、27日には朝鮮の第十九師団より混成一個旅団、第二十師団司令部、在周水子重爆撃一個中隊が増派されることが決定した。島田俊彦『満洲事変』（東京、講談社、2010年復刻）311、314頁。

- 12) 黄自進「犬養毅与九一八事变」331-332頁。
- 13) 黄自進「満洲事変と中国国民党・諸政治集団の相克と協調」, 中村勝範編『満洲事変の衝撃』（東京, 勁草書房, 1996年）所収, 358頁。
- 14) 同上, 358-361頁。
- 15) 鄒魯「犬養毅確曾致力中日和平」, 鄒魯『澄廬文選』（南京, 正中書局, 1948年）所収, 153-154頁。
- 16) 条文の原文は以下の通り。(1)日本国臣民ハ南満州ニ於テ各種商工業上ノ建物ヲ建設スル為必要ナル土地ヲ賃借又購買スルコトヲ得。(2)日本国臣民ハ南満州ニ於テ自由ニ居住往来シ各種ノ商工業及其他ノ業務ニ従事スルコトヲ得。1915年対華21ヶ条をめぐる日中交渉において日本人は、以上の権利を擁することを中国側より認められたが、中国側としては、この条約は日本政府の脅迫によって調印されたもので有効とは承認しないという政策を取った。従って、土地商租権問題は常に日中両国紛争の焦点になってきた。
- 17) 黄自進「満洲事変と中国国民党」360-361頁。
- 18) 衆議院が満場一致で同案を可決したのは6月14日であった。
- 19) 理事会への報告書提出は10月1日であり、ジュネーブ、北平、東京で公表されたのは翌日であった。
- 20) 外務省編『日本外交文書：満洲事変第一巻第二冊』（東京, 外務省, 1977年）288頁。
- 21) 外務省編『日本外交文書：満洲事変第一巻第二冊』305-306, 308頁。
- 22) 同上。
- 23) この特種外交委員会は知日派として有名な戴傳賢を主席に、宋子文を副主席、顧維鈞を秘書長として成立した組織である。委員には、蒋介石をはじめとして二十名ほどの国民党有力者があつた。
- 24) 「特種委員会委員長戴傳賢上中央政治会議報告」（南京：1931年12月2日）, 李雲漢主編『國民政府處理九一八事变之重要文獻』所収,（台北, 中国国民党中央委員会党史委員会, 1992年）207-208頁。
- 25) 蒋介石「東亞大勢与中国復興之道」（1934年3月5日）, 黄自進編『蔣中正先生対日言論選集』所収, 226-229頁。
- 26) 蒋介石「中國之命運・附録：敵乎？友乎？」, 同上, 293, 302頁
- 27) 梁敬鎔『九一八事變史述』（台北, 世界書局, 1968年）6-7頁。
- 28) 加藤陽子『満洲事変から日中戦争へ』（東京, 岩波新書, 2007年）127頁。
- 29) 浅野和生「イギリスの同情と批判」, 中村勝範主編『満洲事変の衝撃』所収, 318-319頁。
- 30) 同上, 320-321頁。
- 31) 俞辛焯『満洲事変期の中日外交史研究』5頁。
- 32) Minutes of the Sixty-Fifth Session of the Council, Fourth Meeting, 5.15 p.m., September 25th, 1931 (Geneva), *League of Nations Official Journal*, 1931, pp.2284-2285.
- 33) クリストファー・ソーン (Christopher Thorne) 著, 市川洋一訳『満洲事変とは何だったのか(上)』（東京, 草思社, 1994年）73頁。
- 34) 同上, 96-102頁。
- 35) 同上, 95頁。
- 36) 同上, 58-59頁。
- 37) 同上, 58頁。
- 38) 入江昭『日米戦争』（東京, 中央公論社, 1978年）22-23頁。
- 39) Warren Cohen, "American Leaders and East Asia, 1931-1938" in Akira Iriye and Warren Cohen ed., *American, Chinese, and Japanese Perspectives on Wartime Asia 1931-1949* (Wilmington: Scholarly Resources Inc., 1990), pp.5-9.
- 40) 池井優『増補日本外交史概説』（東京, 慶応通信, 1982年）169頁。
- 41) クリストファー・ソーン著, 市川洋一訳『満洲事変とは何だったのか(上)』104頁。
- 42) 白井勝美『満洲事変：戦争と外交』（東京, 中央新書, 1974年）143-144頁。

- 43) クリストファー・ソーン (Christopher Thorne) 著, 市川洋一訳『満州事変とは何だったのか (下)』45-46頁。
- 44) 鹿島平和研究所『日本外交史:第十八巻満州事変』(東京, 鹿島平和研究所出版会, 1973年) 125頁。
- 45) 周文琪・褚良如『特殊而複雑の課題: 共産国際・ソ連と中国共産党関係編年史 (1919-1991)』(武漢, 湖北人民出版社, 1993年) 223頁。
- 46) 同上, 224頁。
- 47) エリヌクタコフ, ソビエト外交研究会譯『日ソ関係史』(東京, 刀江書院, 1965年), 170-171頁。
- 48) 同上, 183頁。
- 49) Boris N. Slavinsky, 加藤幸廣譯『日ソ戦争への道: ノモンハンから千島占領まで』(東京, 共同通信社, 1999年) 42-45, 116-119頁。
- 50) 投票しなかった11ヶ国は, チリ, キューバ, ニカラグア, ドミニカ, ペルー, ウルグアイ, ボリビア, エルサルバドル, エチオピア, イラク, レバノンである。梁敬錚『九一八事變史述』388頁。
- 51) 条文の内容は以下のとおりである。「連盟理事会は紛争の解決に力むべく, 其の努力効を奏したる時は其の適当と認むる所に依り, 当該紛争に関する事実及び説明並びに其の解決条件を記載せる調書を公表すべし」。
- 52) Thirteenth Plenary Meeting of the Assembly, 10.30 a.m., December 8th, 1932 (Geneva), *Text of the Debates, 1932*, v. 3, pp.55-59.
- 53) Minutes of the Sixty-Fifth Session of the Council, Twentieth Meeting, 4.30 p.m., December 10th, 1931 (Paris), *League of Nations Official Journal, 1931*, pp.2380-2381.
- 54) Twentieth Meeting, *League of Nations Official Journal, 1931*, p.2382.
- 55) 第十条の条文は, 「連盟國ハ連盟各國ノ領土保全及現在ノ政治的獨立ヲ尊重シ且外部ノ侵略ニ對シテ之ヲ擁護スルコトヲ約ス右侵略ノ場合又ハ其ノ脅威若ハ危険アル場合ニ於テハ連盟理事會ハ本條ノ義務ヲ履行スヘキ手段ヲ具申スヘシ」, 第十二条は, 「連盟國ハ連盟國間ニ國交斷絶ニ至ルノ虞アル紛争發生スルトキハ當該事件ヲ仲裁裁判若ハ司法的解決又ハ連盟理事會ノ審査ニ付スヘキ且仲裁裁判官ノ判決若ハ司法裁判ノ判決後又ハ連盟理事會ノ報告後三月ヲ經過スル迄如何ナル場合ニ於テモ戦争ニ訴ヘサルコトヲ約ス」である。
- 56) Third Meeting of the General Commission, 3.30 p.m., Mar. 5th, 1932 (Geneva), *Text of the Debates, 1932*, v. 1, pp.55-56.
- 57) Tenth Plenary Meeting of the Assembly, 3.30 p.m., December 6th, 1932 (Geneva), *Text of the Debates, 1932*, v. 3, pp.32-40.
- 58) Fifth Meeting of the General Commission, 3.30 p.m., March 8th, 1932 (Geneva), *Text of the Debates, 1932*, v. 1, pp.71-72.
- 59) Second Meeting of the General Commission, 10.30 a.m., Mar. 5th, 1932 (Geneva), *Text of the Debates, 1932*, v. 1, pp.49-51.
- 60) Tenth Plenary Meeting of the Assembly, *Text of the Debates, 1932*, v. 3, pp.38-39.
- 61) Tenth Plenary Meeting of the Assembly, *Text of the Debates, 1932*, v. 3, pp.39-40.
- 62) Third Meeting of the General Commission, *Text of the Debates, 1932*, v. 1, pp.56-58.
- 63) 第十五条第四項の条文は, 「紛争解決ニ至ラサルトキハ連盟理事會ハ全会一致又ハ過半数ノ表決ニ基キ當該紛争ノ事實ヲ述ヘ公正且適當ト認ムル勸告ヲ載セタル報告書ヲ作成シ之ヲ公表スヘシ」である。
- 64) 第十一条の条文は, 「戦争又ハ戦争ノ脅威ハ連盟國ノ何レカニ直接ノ影響アルト否トヲ問ハス総テ連盟全体ノ利害關係事項タルコトヲ茲ニ聲明ス仍テ連盟ハ國際ノ平和ヲ擁護スル爲適當且有效ト認ムル措置ヲ執ルヘキモノトス此ノ種ノ事變發生シタルトキハ事務総長ハ何レカノ連盟國ノ請求ニ基キ直ニ連盟理事會ノ會議ヲ招集スヘシ。國際關係ニ影響スル一切ノ事態ニシテ國際ノ平和又ハ其ノ基礎タ

- ル各国間ノ良好ナル了解ヲ擾乱セムトスル虞アルモノニ付連盟総会又ハ連盟理事会ノ注意ヲ喚起スルハ連盟各国ノ友誼的權利ナルコトヲ併セテ茲ニ聲明ス」である。
- 65) 第十五条第九項の条文は、「連盟理事会ハ本條ニ依ル一切ノ場合ニ於テ紛争ヲ連盟総会ニ移スコトヲ得紛争當事國一方ノ請求アリタルトキハ亦之ヲ連盟総会ニ移スヘシ但シ右請求ハ紛争ヲ連盟理事会ニ付託シタル後十四日以内ニ之ヲ爲スコトヲ要ス」である。
- 66) 第十六条の条文は、「第十二條、第十三條又ハ第十五條ニ依ル約束ヲ無視シテ戦争ニ訴ヘタル連盟國ハ当然他ノ總テノ連盟國ニ對シ戦争行爲ヲ爲シタルモノト看做ス他ノ總テノ連盟國ハ之ニ對シ直ニ一切ノ通商上又ハ金融上ノ關係ヲ断絶シ自國民ト違約國國民トノ一切ノ交通ヲ禁止シ且連盟國タルト否トヲ問ハス他ノ總テノ國ノ國民ト違約國國民トノ間ノ一切ノ金融上通商上又ハ個人的交通ヲ防遏スヘキコトヲ約ス」である。
- 67) Minutes of the Sixty-Fifth Session of the Council, Eighteenth Meeting, 4.30 p.m., November 21st, 1931 (Paris), *League of Nations Official Journal*, 1931, pp.2365-2366.
- 68) Minutes of the Sixty-Fifth Session of the Council, Twentieth Meeting, 4.30 p.m., December 10th, 1931 (Paris), *League of Nations Official Journal*, 1931, p.2378.
- 69) 加藤陽子『満洲事変から日中戦争へ』（東京、岩波新書、2007年）、133頁。
- 70) 第十一条は、「戦争又ハ戦争ノ脅威ハ連盟國ノ何レカニ直接ノ影響アルト否トヲ問ハス總テ連盟全体ノ利害關係事項タルコトヲ茲ニ聲明ス仍テ連盟ハ國際ノ平和ヲ擁護スル爲適當且有效ト認ムル措置ヲ執ルヘキモノトス此ノ種ノ事變發生シタルトキハ事務総長ハ何レカノ連盟國ノ請求ニ基キ直ニ連盟理事会ノ會議ヲ招集スヘシ」とした。
- 71) 例えば第十五條第一項は、「連盟國間ニ国交断絶ニ至ルノ虞アル紛争發生シ第十三條ニ依ル仲裁裁判又ハ司法的解決ニ付セラレサルトキハ聯盟國ハ當該事件ヲ聯盟理事會ニ付託スヘキコトヲ約ス何レノ紛争當事國モ紛争ノ存在ヲ事務総長ニ通告シ以テ前記ノ付託ヲ爲スコトヲ得事務総長ハ之カ充分ナル取調及審理ニ必要ナル一切ノ準備ヲ爲スモノトス」とした。
- 72) Minutes of the Sixty-Sixth Session of the Council, Sixth Meeting, 3.45 p.m., January 29th, 1932 (Geneva), *League of Nations Official Journal*, 1932, pp.338-340.
- 73) Sixth Meeting, *League of Nations Official Journal*, 1932, pp.340-342.
- 74) 選挙で当選したのは、スイス、チャコ、コロンビア、ポルトガル、ハンガリー、スウェーデンの六カ国であった。Fourth Plenary Meeting of the Assembly, 6 p.m., March 11th, 1932 (Geneva), *Text of the Debates*, 1932, v. 1, p.89.
- 75) Seventh Meeting of the General Commission, 5 p.m., March 11th, 1932 (Geneva), *Text of the Debates*, 1932, v. 1, pp.86-87.
- 76) Minutes of the Sixty-Ninth Session of the Council, Seventh Meeting, 3.30 p.m., November 23rd, 1932 (Geneva), *League of Nations Official Journal*, 1932, pp.1891-1898.
- 77) Minutes of the Sixty-Ninth Session of the Council, Tenth Meeting, 11 a.m., November 28th, 1932 (Geneva), *League of Nations Official Journal*, 1932, pp.1932-1933.
- 78) 発言の順序は次のようである。つまり、アイルランド、チェコ、スウェーデン、ノルウェー、スペイン、スイス、ギリシャ、グアテマラ、ウルグアイ、仏、英、オランダ、デンマーク、伊、独、トルコ、メキシコ、ポーランド、カナダ、パナマ、チリ、ルーマリア、ハンガリー、オーストラリアなどである。
- 79) Twelfth Plenary Meeting of the Assembly, 3.30 p.m., Dec. 7th, 1932 (Geneva), *Text of the Debates*, 1932, v. 3, pp.46-55.
- 80) 鹿島平和研究所『日本外交史 第十四卷：国際連盟における日本』（東京、鹿島研究所、1975年）（東京、鹿島研究所、1975年）347-348頁。
- 81) 同上、348頁。
- 82) 梁敬錚『九一八事變史述』、372-374頁。

- 83) 国民政府は、以下の三点を堅持した上、修正を期待している。第一に、少なくとも法律上は事変前の状況に回復させる。第二に、行政面におけるいかなる改変も、国民政府の自発的意思によらなければならない。第三に、1933年3月1日までに調停を纏められない場合、委員会は規約第十五条第四項に基づき、一ヶ月以内に最終報告書を総会に提出する。天津編譯中心編『顧維鈞回憶錄縮編』（北京、中華書局、1997年）、197-198頁。
- 84) 鹿島平和研究所『日本外交史 第十四巻：国際連盟における日本』、349-350頁。
- 85) 同上、350頁。
- 86) 「顧維鈞致南京外交部電報第55號」（1933年2月3日）、『東省事變國聯之決議與措置』所収、國史館所藏、目録號172-1、案卷號1059。
- 87) 外務省編『日本外交文書：滿州事變』第3巻、511頁。
- 88) 報告内容は四部分に分けられる。第一部分は、声明書であり、事件に関する事実関係はリットン報告書の最初の八章によっていた。また、第二部分は事件の展開に関する記録、第三部分は日中両国の証言、第四部分は事件解決に対する提言であった。Appeal of the Chinese Government, Draft of the Report Provided for in Article 15, Paragraph 4, of the Covenant, February 16th, 1933, *Series of League of Nations Publication, VII. Political, 1933, VII. 2, pp.1-27.*
- 89) Seventeenth Plenary Meeting of the Assembly, 10.30 a.m., February 24th, 1933 (Geneva), *Text of the Debates, 1933, v. 4, pp.14-16.*
- 90) Seventeenth Plenary Meeting of the Assembly, *Text of the Debates, 1933, v. 4, pp.16-20.*
- 91) Seventeenth Plenary Meeting of the Assembly, *Text of the Debates, 1933, v. 4, pp.20-22.*
- 92) Seventeenth Plenary Meeting of the Assembly, *Text of the Debates, 1933, v. 4, pp.22-23.*
- 93) Seventeenth Plenary Meeting of the Assembly, *Text of the Debates, 1933, v. 4, p.23.*
- 94) 白井勝美『滿州國と國際聯盟』（東京、吉川弘文館、1995年）、167-168頁。
- 95) 鹿島平和研究所『日本外交史第十四巻：国際連盟における日本』、385、394-395頁。
- 96) 梁敬錚『九一八事變史述』395-396頁。
- 97) 理事会は常任理事国と非常任理事国に分けられる。前者は、英、仏、独、伊、日の五カ国、後者は、中国、スペイン、グアテマラ、アイルランド、ノルウェー、パナマ、ペルー、ポーランド、ユーゴスラビアの九カ国である。前者は、任期の制限がないが、後者は、任期が三年間に制限される。中国は、同年9月14日に初当選し、理事会に出席できた。同上、『九一八事變史述』、278頁。